

第2章 基本方針

1 まちづくりにおける位置付け

(1) 地区の歴史や現状からの位置付け

- 市内の3つの河川が集まる三川合流点地区は、本厚木駅周辺の中心市街地に近く、現在でも多くの人々が利用しているエリアです。
- 中心市街地や小江戸と呼ばれた東町地区と連携した一体的な活性化、相模川の自然環境の保全及び舟運で栄えた厚木の歴史を継承していく場としての役割が期待されます。

(2) 関連計画からの位置付け

① いきいき未来相模川プラン（昭和61年策定 神奈川県）

- 「いきいき未来相模川プラン実現プログラム（第Ⅲ期改定版）平成9年4月 神奈川県」では、相模湾河口～相模原市緑区谷原・小倉橋間の両岸は『みどりの縦軸 — さがみグリーンライン』として、川沿いの遊歩道、サイクリングロードの整備及び河岸緑化を進めていくことが位置付けられています。

② 厚木市緑の基本計画（平成16年3月 厚木市）

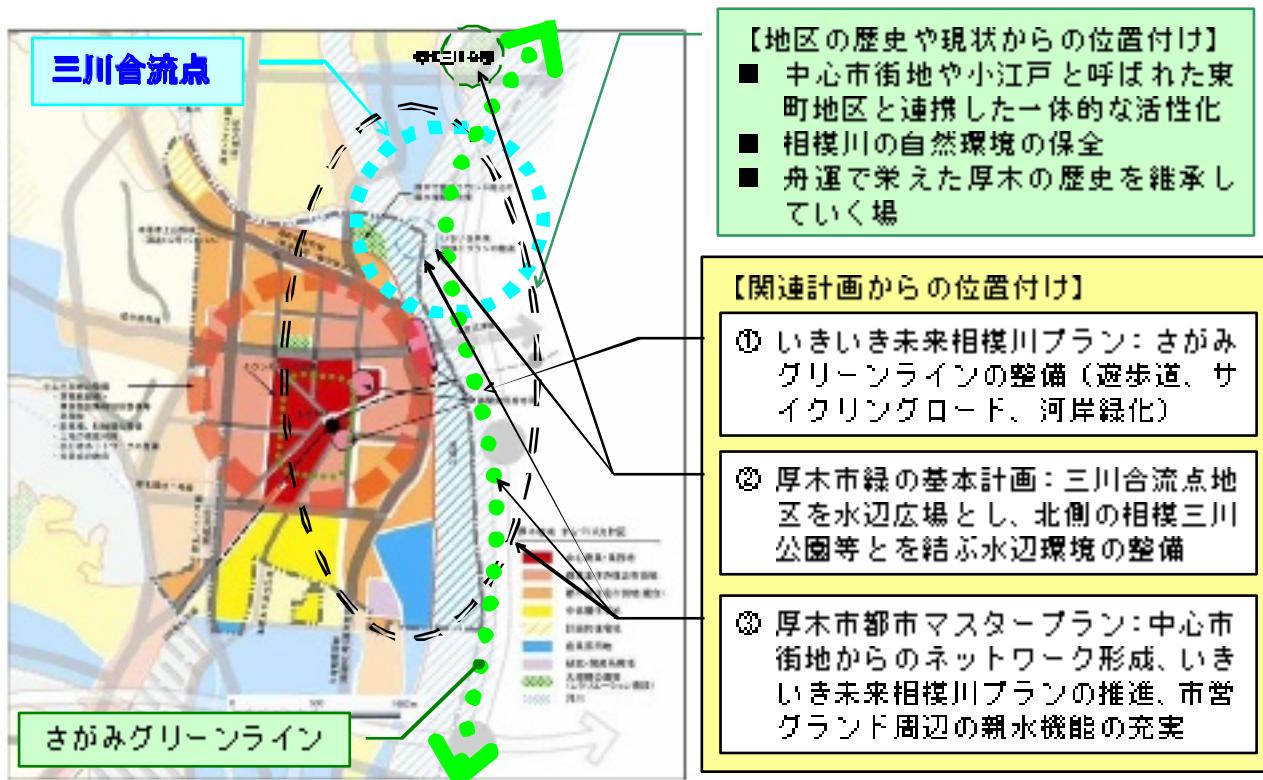
- さがみグリーンライン沿川の河川敷は、自然性の高い水辺環境を保全しつつ施設の整備に努め、水辺環境の自然を楽しむ散策路や観察施設、親水護岸、修景護岸等の整備を進めていくものとしています。
- 三川合流点地区を「（仮称）水辺の広場」とし、北側の相模川沿いに「県立相模三川公園」を位置付けています。

③ 厚木市都市マスターplan（平成21年3月 厚木市）

- 『元気あふれる創造性豊かな協働・交流都市 あつき』を将来像とし、自然環境と調和した都市整備や交流・遊びの拠点づくり等を進めるものとしています。
- 本厚木駅周辺では、中心市街地からのネットワークの形成、いきいき未来相模川プランの推進及び厚木市営グランド周辺の親水機能の充実（水辺空間の保全・再生及び利用）を図るものとしています。
- これらを踏まえて、まちづくりにおける当該地区的位置付けを21頁のように設定します。

まちづくりにおける三川合流点地区の位置付け

ベース図：「厚木市都市マスタープラン」（平成21年3月 厚木市）における
厚木地域のまちづくりの方針図



2 整備コンセプト

- まちづくりにおける位置付けを踏まえ、次のとおり市民案で設定した整備コンセプトを踏襲します。

三川合流点における整備コンセプト

～水辺ふれあいの郷～

厚木の水と人々が集まり、交流とにぎわいから、
「川のまち厚木」の文化を創造・発信する
水辺ふれあいシンボル拠点

■ 整備コンセプトの考え方のイメージ

三川合流点の役割

まちなかとの連携や観光拠点としての位置付け

水郷厚木・相模川の歴史・景観を伝承する場

相模川の貴重な自然環境の保全の場

多様な人々の活動の場

目標像

新たな交際の創出

地域プライドの醸成

新たな水辺の文化の創出

期待される効果

川のまち厚木の魅力向上

③ 整備方針

- ・市民案で設定した整備コンセプトを踏まえ、整備方針についても市民案の整備方針を踏襲し、『① 利用方針』、『② 景観形成方針』、『③ 環境配慮方針』の3つの方針ごとに整理します。

三川合流点における整備方針（1／2）

①利用方針

◆ 中心市街地と一体となった利活用

- ・ 本厚木駅周辺からの歩行者の回遊性を高める歩行環境（サイン等）を整備します。
- ・ 中心市街地や小江戸風商店街と連携した施設整備やイベントを開催します。

◆ 広域的な観光拠点としての利用

- ・ 川の駅のような拠点的な施設を整備し、市全体の中での観光拠点として位置付け、周辺の地域資源と連携したPR活動を行います。
- ・ 屋形船や釣り場等の水辺を生かしたレクリエーション空間を整備します。
- ・ 河川敷を活用したバーベキュー広場を整備し、厚木市の名物であるシロコロや鮎を提供できるようにします。
- ・ 花火等の四季のイベントを開催します。

◆ 地域住民の日常的な公共空間としての利用

- ・ 周辺住民が日常的に散歩やサイクリング等で利用できる歩行空間を整備します。
- ・ 既存のスポーツ施設を更新し、多様な世代が多目的に活動し、ふれあうことができる様々なレクリエーションに対応した空間を整備します。

◆ 環境教育の場としての利用

- ・ 市街地に近接する貴重な自然環境の場であることから、大人から子どもまで相模川の動植物の生息・生育を観察・学習できる空間を整備します。

三川合流点における整備方針（2／2）

②景観形成方針

◆ 河川空間から周辺を眺める景観：内部景観

- ・ 厚木三川合流点のダイナミックで開放的な景観を生かし、河川敷から相模川や周辺市街地、桜並木への眺望を確保します。

◆ 周辺から河川空間を眺める景観：外部景観

- ・ 相模川を渡る小田急線からの眺望は、来訪者が厚木を真っ先に認識する景観であることから堤防法面を修景する等、橋梁や堤防上等からの眺望に配慮した良好な景観づくりを行います。

◆ 舟運や宿場で栄えた厚木の歴史と文化を継承する景観づくり：地域性の創出

- ・ 三川合流点周辺において、小江戸を意識した商店街づくりが行われていることやかつて相模川の舟運で栄えた厚木の歴史を考慮して、屋形船や釣り場等の厚木らしい水辺景観を創出します。

◆ 既存の景観資源の保全と活用

- ・ 歴史的な趣を残す松林や地域のシンボル的な景観となっている厚木パノラマタワー等既存の景観資源の活用を行います。また桜並木を活用した歩行空間を創出します。

③環境配慮方針

◆ 河川敷利用に伴う環境への影響に対する対策

- ・ 水際では、多様な水辺の活動を受け入れるとともに自然環境に大きな負荷を与えるような行為は制限し、良好な生態系ネットワークの維持に努めます。
- ・ パーベキュー等河川敷利用の際に環境に悪影響を与えないよう、利用エリア及びルールを明確に設定します。

◆ 地域固有の自然環境の保全と創出

- ・ 相模川の自然環境を保全・創出し、地域固有の貴重な動植物の生息・生育ができる環境を確保します。